附属書三―E　原産地に関する申告文

原産地に関する申告は、次に掲げる申告文のうちいずれかの言語によるものを用いて、及び輸出締約国の法令に従って作成するものとする。当該原産地に関する申告が手書きである場合には、インキにより活字体で記すものとする。当該原産地に関する申告については、それぞれの注に従って作成する。注は、再度記載する必要はない。

日本語による申告文

（期間　……から……まで（注１））

この文書の対象となる産品の輸出者（輸出者参照番号……（注２））は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地……（注３）が特恵に係る原産地であることを申告する。

（用いられた原産性の基準（注４））

……

（場所及び日付（注５））

……

（輸出者の氏名又は名称（活字体によるもの））

……

（英語による申告文は省略）

注１　原産地に関する申告が第三・十七条５(b)に規定する同一の原産品の二回以上の輸送のために作成される場合には、当該申告が適用される期間を記載する。当該期間は、十二箇月を超えてはならない。当該原産品の全ての輸入は、記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合には、この欄は、空欄とすることができる。

注２　輸出者が特定される参照番号を記載する。英国の輸出者については、当該参照番号は、英国の法令に従って割り当てられる番号とする。日本国の輸出者については、当該参照番号は、日本国の法人番号とする。輸出者が番号を割り当てられていない場合には、この欄は、空欄とすることができる。

注３　産品の原産地（英国又は日本国）を記載する。

注４　場合に応じて、次の一又は二以上の記号を記載する。

第三・二条１(a)に規定する産品については、「A」

第三・二条１(b)に規定する産品については、「B」

第三・二条１(c)に規定する産品については、「C」（当該産品に実際に適用される品目別規則の種類に係る次の数字を追加的に付する。）

関税分類の変更の基準については、「1」

非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）又は最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）の基準については、「2」

特定の生産工程の基準については、「3」

付録三―B―1第三節の規定の適用がある場合については、「4」

第三・五条に規定する累積を適用する場合には、「D」

第三・六条に規定する許容限度を適用する場合には、「E」

注５　場所及び日付は、これらの情報が文書自体に含まれる場合には、省略することができる。

附属書六　食品添加物

両締約国は、第六章の規定を達成するため、食品添加物の申請及び承認手続に関する透明性及び予見可能性の重要性を認識し、並びに次の事項を再確認し、及び約束する。

１　両締約国は、食品添加物についての関連する指針が公式ウェブサイトにおいて無料で入手可能であることを認識しつつ、当該指針を英語により入手可能なものとすることを奨励される。一方の締約国の要請があった場合において、可能なときは、他方の締約国は、個別の指針を英語に翻訳することを検討する。

２　各締約国による情報の要求は、食品添加物の承認のために必要なものに限られる。

３　各締約国は、食品添加物、酵素、加工助剤又は栄養素に関し、これらの承認のための関連する国際的な基準及び指針（その範囲、定義及び原則を含む。）並びに国際機関による危険性の評価を考慮する。

４　一方の締約国は、他方の締約国が標準処理期間に従って承認手続を行うことを正当に期待することができることを確認する。各締約国は、次のことを約束する。

(a)　食品添加物の承認が不当に遅延することなく行われ、完了すること。

(b)　食品添加物の承認のための各手続の標準処理期間が公表されること。

５　両締約国は、食品添加物に関するそれぞれの承認手続に重大な変更が行われた場合には、第六・十一条に定める手続を適用する。

６　この附属書のいかなる規定も、両締約国が第六章の規定の趣旨に従ってそれぞれの承認手続の設定、維持、改正又は修正を行うことを妨げるものと解してはならない。

附属書八―A　金融サービスにおける規制に関する協力

規制に関する協力の目的

１　両締約国は、両締約国間及び両締約国の金融規制当局の間の協力を促進することが次の事項を含む目的を支持するものであることを認識する。

(a)　金融システムの強化及び金融の安定性の促進

(b)　市場の健全性の改善及び望ましくない市場の分断への対処

(c)　公平かつ競争的な市場の促進

(d)　強固かつ効率的な機関、市場及び基盤の促進

(e)　消費者、投資家、預金者、保険契約者及び信託上の義務を金融サービス提供者が負う者の保護

(f)　金融サービス提供者のための透明性及び予見可能性のある環境の提供

(g)　両締約国間の金融サービスの貿易及び投資の強化

２　両締約国は、実行可能な場合には、１に規定する目的を達成するために二国間及び国際機関の場において協力する（以下この附属書において「規制に関する協力」という。）。

３　両締約国は、規制に関する協力において、多数国間の段階で合意された原則及び信用秩序の維持に係る基準に立脚し、並びに６から14までに定める規制に関する協力の原則であって、23から25までに規定する枠組みにおいて実施されるものに従う。

規制に関する協力の範囲

４　規制に関する協力は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、金融サービスの全ての分野（相互に関心を有する新たな課題を含む。）を対象とする。

５　この附属書の規定は、両締約国の規制当局又は監督当局の権限の配分及び行使に影響を及ぼすものではない。両締約国は、両締約国の規制に関する協力が両締約国間に存在することのある市場の構造及びビジネスモデルの相違についての妥当な考慮に基づくべきであることを認識する。

規制に関する協力の原則

６　両締約国は、規制に関する協力を支援するために、実行可能な場合には、金融サービス分野において効果的な国際的基準を策定し、及び整合性のある実施を円滑にするために、国際基準設定機関において協力する。各締約国は、金融サービスの分野における規制及び監督に関する国際的に合意された基準が自国の領域において実施され、かつ、適用されることを確保するよう最善の努力を払う。（注）

注　この附属書の規定の適用上、国際基準設定機関が採択した規制基準は、両締約国の金融規制当局が当該規制基準に合意し、かつ、当該国際基準設定機関に参加する場合において、国際的に合意された基準であるとされる。

７　両締約国は、実行可能な場合には、１に規定する目的を支持する方法で、共通の関心分野における金融サービスに関するそれぞれの規制及び監督に関する枠組みの相互の互換性を達成するために作業する。その作業には、効果に着目した一貫性のある規制上の取組を発展させること及び不必要に負担となり、重複し、又は相違のある規制上の要件を削減することを含めることができる。

８　一方の締約国は、自国の立法手続を妨げることなく、他方の締約国に対し、金融サービスの分野における規制に関する予定される取組であって他方の締約国に関連し得るものに関し、早期の通報を受け、かつ、意見を提出する機会を与えるよう最善の努力を払う。